

製品安全に係る人材育成研修 1日目

製品安全政策について

2015年2月18日(水) 15:20 ~ 16:20

経済産業省 製品安全課

製品事故の未然防止

1. 法律による事前規制

1 - 1 製品安全をめぐる主な動き

昭和36年 電気用品取締法制定

昭和43年 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)制定

昭和45年 ガス事業法制定

昭和48年 消費生活用製品安全法(消安法)制定

平成6年 7月 製造物責任法(PL法)制定

平成13年 4月 電気用品安全法(電安法)施行(旧電気用品取締法改正)

平成17年11月 旧松下電器産業(株)製温風暖房機に係る緊急命令発動

平成18年 3月 電安法の経過措置期間終了に伴うPSE騒動の発生

平成18年 8月 パロマ工業(株)製ガス瞬間湯沸器に係る緊急命令発動

平成19年 5月 「重大事故情報報告・公表制度」創設(消安法改正)

平成21年 4月 「長期使用製品安全点検・表示制度」創設(消安法改正)

平成21年 9月 消費者庁設置、消費者安全法施行

平成24年10月 消費者安全調査委員会(事故調)設置

平成25年 3月 TDK(株)製加湿器に係る危害防止命令発動

1 - 2 経済産業省の製品安全施策の概要

製品事故の未然防止

製造・輸入時

法律による事前規制

技術基準適合義務等

- 規制品目の追加
- 規制品目の技術基準改正



ライター



LEDランプ



乳幼児用ベッド

技術基準体系の見直し
仕様規定から「性能規定」へ

経年劣化対策

標準使用期間等の表示義務

- 長期使用製品安全表示制度

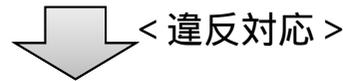


販売時

技術基準違反への対応

販売時PSマーク表示義務等

- 試買テスト(技術基準適合確認)
- 立入検査 等



- ✓ 製品の販売・出荷停止、自主回収
- ✓ 「表示の禁止」「改善命令」
- ✓ 「危険等防止命令」等



長期使用製品の点検実施義務等

- 長期使用製品安全点検制度

注意喚起

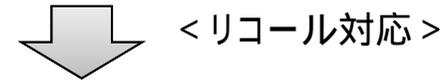
被害の拡大防止

使用时

重大製品事故報告・公表

重大製品事故の報告義務

- 重大製品事故情報の公表
- 事故原因の究明調査



- ✓ リコール(製品回収等)指導
- ✓ リコールフォローアップ
- ✓ 「危害防止命令」

消費者への情報提供

- 製品安全セミナー、イベント等の開催
- リーフレット、チラシ等の配布
- テレビ、ラジオ等での注意喚起 等

再発防止

規制品目の追加、技術基準改正

サプライチェーン全体（製造・輸入・流通・販売事業者等）の自主的取組を促進

リスクアセスメントの促進

サイト運営事業者の違反対応協力

流通事業者のリコール協力の促進
製品安全対策優良企業表彰

1 - 3 製品安全4法の事前規制

- 製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付け。
- 製造・輸入事業者は、技術基準適合義務(自主検査)を履行し、技術基準を満たした製品にPSマークを表示(PSマーク)。
- 危害発生のおそれが高い特別特定製品等(PSマーク)については、自主検査に加え、国に登録した検査機関の適合性検査を受検。

消費生活用製品安全法 (10品目)



ライター、レーザーポインタ、乳幼児ベッド、石油ストーブ等

電気用品安全法 (457品目)



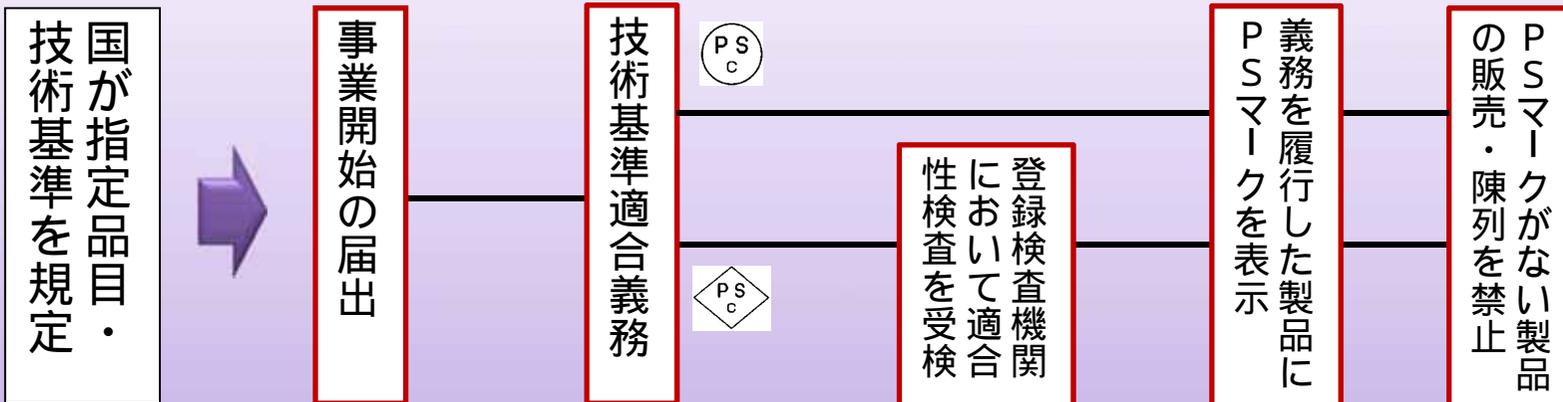
LEDランプ、延長コード、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ等

ガス事業法 (8品目)



ガス瞬間湯沸器、ガスこんろ、ガスふるがま等

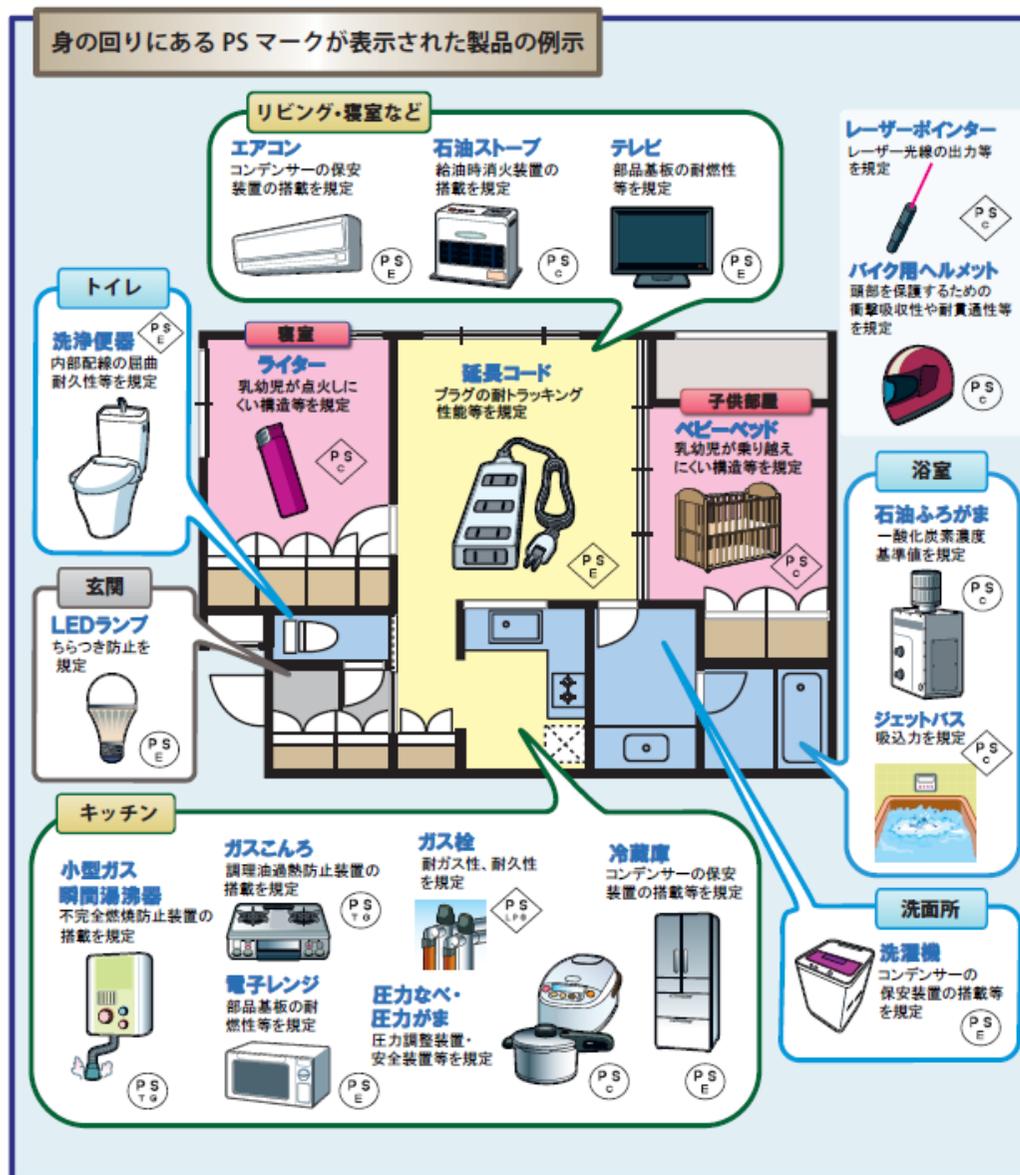
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (16品目)



1 - 4 製品安全4法の指定品目とPSマーク

販売事業者等はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

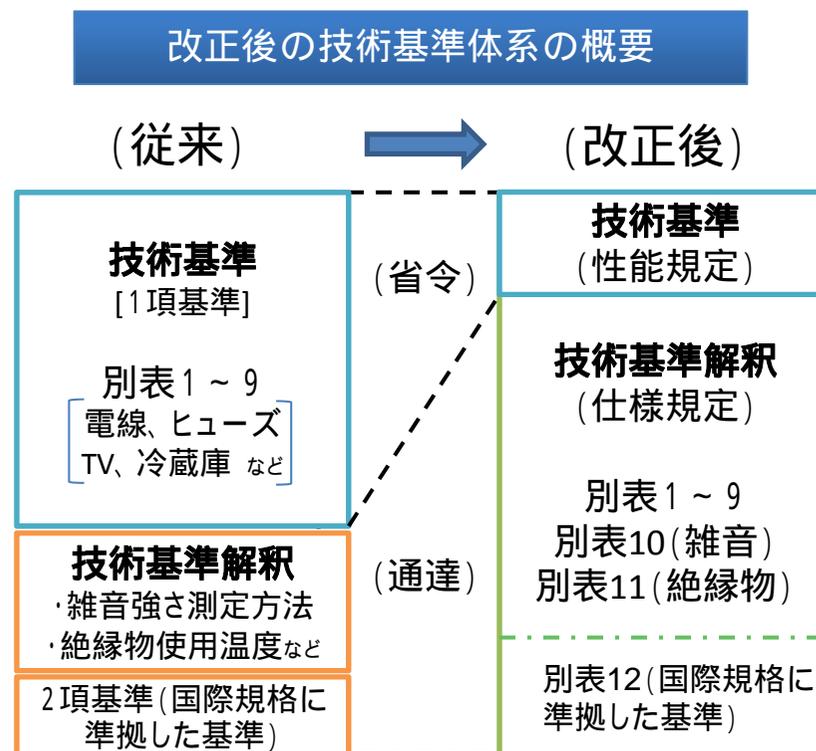
< 指定品目数 >	
消安法 (10品目)	
	
4品目	6品目
電安法 (457品目)	
	
116品目	341品目
ガス事業法 (8品目)	
	
4品目	4品目
液石法 (16品目)	
	
7品目	9品目



1 - 5 技術基準の動向 (電安法の性能規定化)

技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた「性能規定」とする改正を実施。(平成26年1月1日施行)

- (1) 改正省令では、従来の技術基準が求める安全性能を整理し、安全保安上不可欠な性能に限定するものとした。
- (2) 本改正により、事業者は、所定の安全性能を満たせば足りることになるため設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能となる。
- (3) 一方で、新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まることとなる。



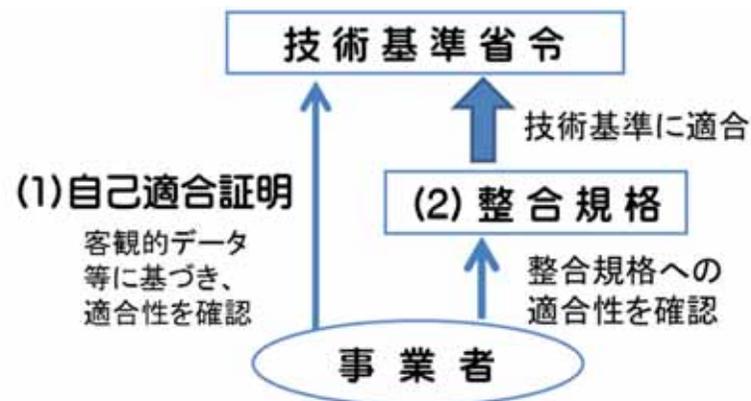
従来の仕様規定は解釈通達に移行され、整合規格が十分整備されるまでの間、技術的要件を満たす具体的な例として示されるため、今回の改正の前後において、技術基準体系として要求事項に大きな変更はない。

1 - 6 JIS等公的規格の活用と整合規格の整備(電安法)

性能規定化された技術基準体系においては、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進める。

- (1) IEC等の国際規格を日本国内で採用するには、言語の違いに加え、電圧・使用実態の国内外での差を反映させる必要があることから、多くの場合、一旦、JIS等公的規格に取込んでいる。
- (2) こうした国際規格を反映させたJIS等公的規格を、整合規格として積極的に採用していくという、一種の技術基準の「オープン化」により、今後、迅速に最新の国際的な技術動向を電安法に反映させていくことが可能となる。
- (3) また、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として整備することによって、我が国発の国際規格を提案するための足がかりとしての役割も期待できる。

技術基準適合のための2つのルート



整合規格の整備スケジュール



製品事故の未然防止

2. 技術基準違反への対応

2 - 1 法令への遵守状況の確認

- 経済産業省では、市販されている製品を買い上げ、法律に定める技術基準等の遵守状況を確認する試買テストを実施。試買テストの結果、技術基準不適合とされた製品は、事業者に対して違反对応を実施し改善を指導。
- 違反对応にあたっては、必要に応じて、事業者には報告徴収、立入検査を実施。

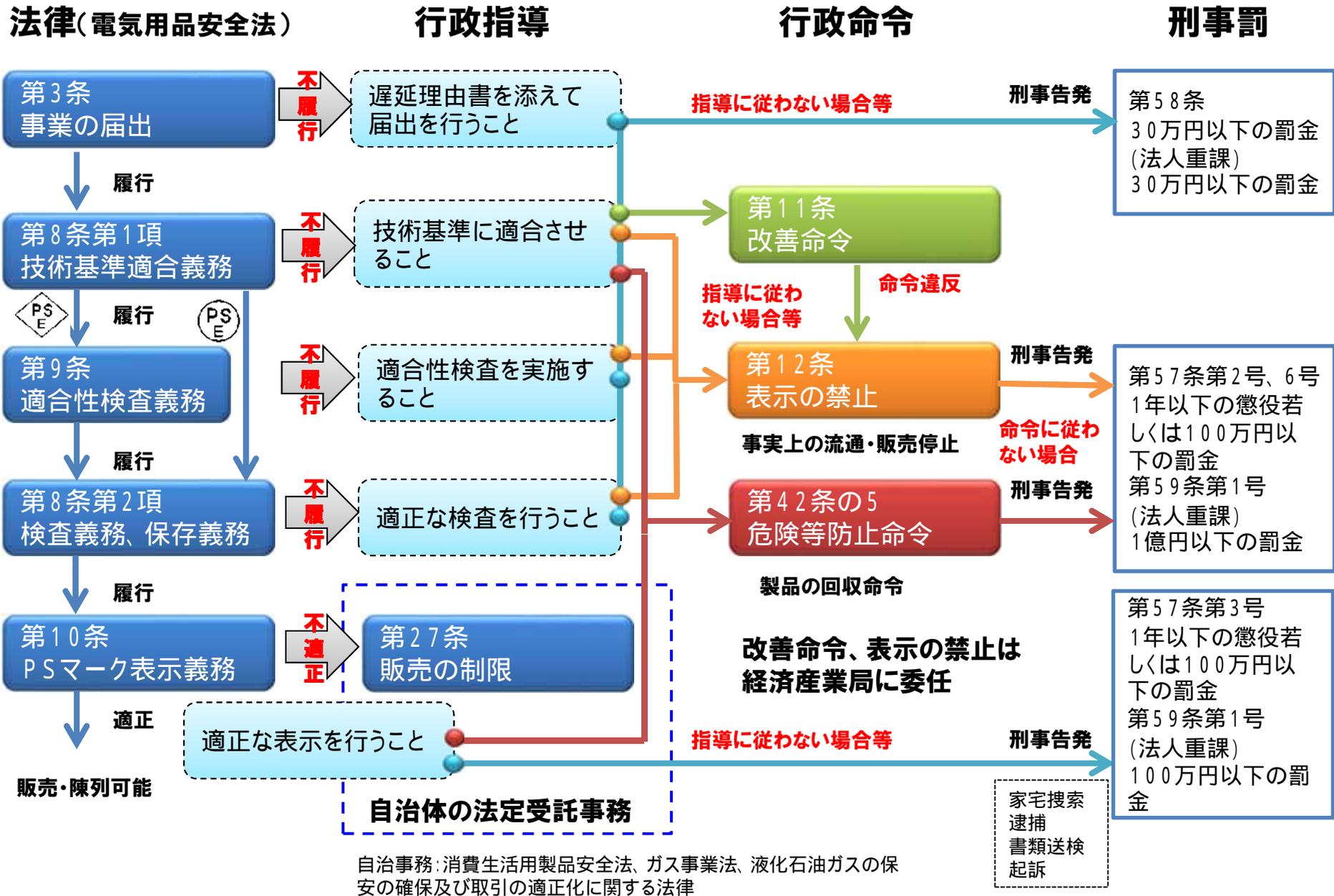
試買テストの結果(平成25年度試買)

基準に適合しないことが確認された
内容の内訳

	代表的な用品	機種数	技術基準	PSマーク表示
電気用品安全法	電気冷蔵庫、電気掃除機、エル・イー・ディー・ランプ、電気ホットプレート、コンセント付家具、電気ストーブ、電気除湿機 等	334機種	95機種	12機種
消費生活用製品安全法	携帯用レーザー応用装置、ライター、乗車用ヘルメット 等	50機種	22機種	10機種
ガス事業法	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、ガスふろバーナー	3機種	3機種	0機種
液石法	ふろがま、ガス漏れ警報器 等	35機種	0機種	0機種

違反品

2 - 2 違反対応の根拠条文(電気用品安全法の場合)



2 - 3 行政命令

改善命令

- 製造・輸入事業者が、技術基準適合義務に違反している場合は、製造方法、輸入方法、検査方法、その他業務の方法の改善に関し、必要な措置をとることを命じることができる。
- 改善命令に違反した場合は、「表示の禁止」の発動要件となる。

表示の禁止

- 製造・輸入事業者が、製造・輸入した製品が技術基準に適合していない場合、自主検査又は適合性検査義務に違反した場合、改善命令に違反した場合であって、危害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めて、当該製品にPSマークの表示を付すことを禁止することができる。
- 表示の禁止は、事実上、当該製品の出荷・販売停止処分となる。

危害防止命令

- 製造・輸入事業者、販売事業者が、無表示で指定品目を販売・陳列した場合、技術基準に適合していない不適合品を製造・輸入・販売した場合であって、危害の拡大を防止するため、特に必要があると認められるときは、製品の回収等を命じることができる。

(参考) 危害防止命令の発動事例

○ 消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が生じた場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する緊迫した危険がある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収を図ることなどの必要な措置をとるよう、経済産業省は製造・輸入事業者に命じることができる。

(1) 松下電器産業製石油温風暖房機による一酸化炭素中毒死亡事故

昭和60年から平成4年に製造した松下電器産業(株)製の石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故が、平成17年1月から4月に3件発生して1名が死亡。同社はリコールを実施したが、同年11月に新たに1件の事故が発生し1名が死亡。

・平成17年11月、松下電器産業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。



(2) パロマ工業製ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死亡事故

昭和55年から平成元年に製造されたパロマ工業製の半密閉式ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故が、昭和60年から平成17年に28件発生し21名が死亡。安全装置が不正改造されたことにより不完全燃焼が起こったことが原因。

・平成18年8月、パロマ工業に対して、消安法に基づく緊急命令を発動。

・平成20年6月、パロマ工業に対して、消安法に基づく危害防止命令を発動して再点検を命令。



(3) TDK製加湿器による火災事故

平成10年から平成11年に製造されたTDK(株)製の加湿器による発煙・発火事故が発生し、同社は平成11年からリコールを実施。発煙・発火による非重大製品事故が46件発生していたが、平成25年2月に火災事故が発生して5名が死亡。

・平成25年3月、TDK(株)に対し、消安法に基づく危害防止命令を発出

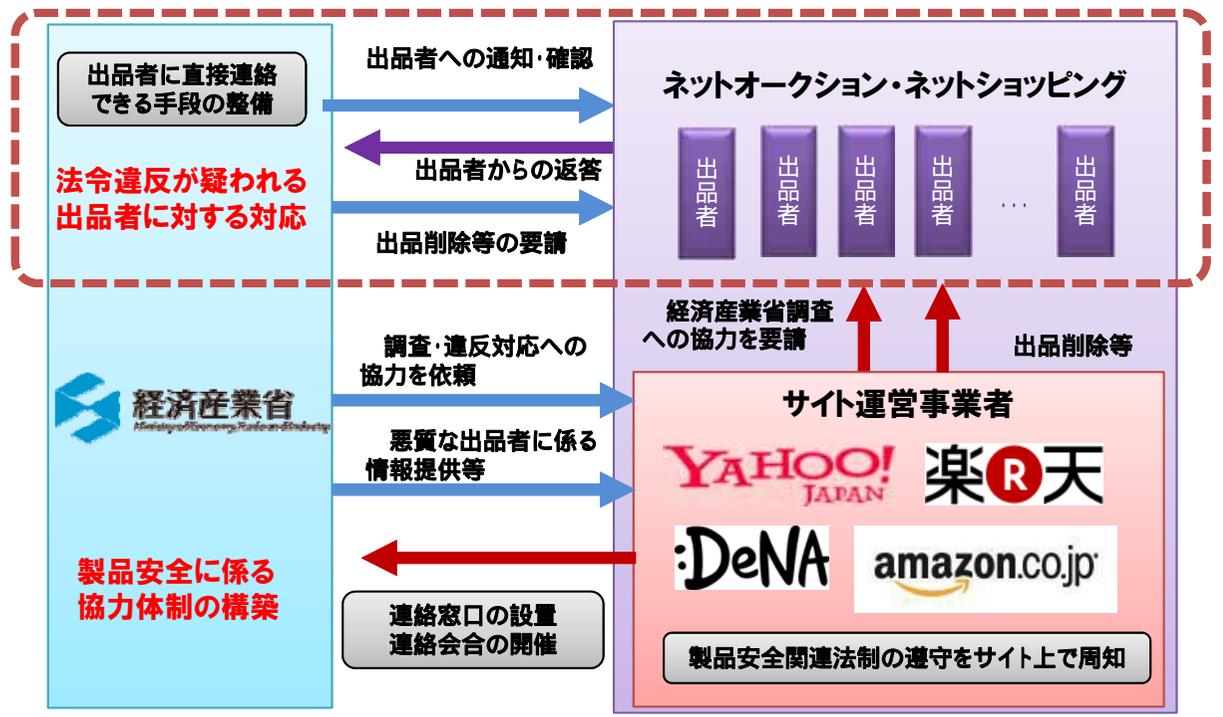


2 - 4 インターネットサイト運営事業者との協力体制構築

- 近年、インターネットオークションやショッピングの拡大とともに、ネット上に技術基準を満たしていない製品が増加している状況を踏まえ、平成24年6月にサイト運営事業者（ヤフー、楽天、DeNA）と協力体制を構築し、効果的、効率的な違反对応を実施。
- 平成25年8月には、アマゾンとも協力体制を構築して違反对応を実施。

オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

経済産業省と、オークション・ショッピングサイト等運営事業者の協力内容
 製品安全関連法制の遵守をサイト事業者のサイト上で周知
 連絡窓口の設置及び連絡会合の開催
 経済産業省が行う出品者に対する調査・違反对応への協力



サイト運営者の違反对応への協力事例

ネットオークションで、技術基準違反が疑われる製品が出品されているという情報を入手。

経済産業省から出品者（氏名・住所不明）に対し、サイトの質問欄から連絡。

出品者から返答なし（経済産業省の警告を無視し製品を出品し続けている）。

サイト運営事業者に協力を依頼し、出品者に対して、経済産業省の調査に協力するよう要請してもらう。

出品者から経済産業省に連絡があり、氏名・住所等が明らかになる。管轄の局が違反对応を実施。

経済産業省の警告を無視して、違反品を出品し続けている者に対しては、サイト運営事業者が出品の削除、出品停止の措置を実施。

製品事故の未然防止

3. 経年劣化対策

3 - 1 経年劣化対策(長期使用製品安全点検制度)

製造・輸入事業者の義務

- ・特定保守製品に「設計上の標準使用期間(安全に使用できる期間)」を設定
- ・登録された所有者情報の管理
- ・点検時期の到来を所有者に通知
- ・所有者の依頼に応じて製品を点検 等

販売事業者等の義務

特定保守製品を購入者(所有者)に引き渡す際に、製品に同梱されている所有者票の記載内容を説明。

所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することが可能。

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



3 - 2 経年劣化対策(長期使用製品安全表示制度)

- 製造・輸入事業者に対して、経年劣化の事故が多い扇風機、エアコン、洗濯機などの製品に、**「製造年」、「設計上の標準使用期間」等を表示**することを義務付けて、消費者に注意を喚起。
- 販売事業者に義務はないが、表示の有無等を確認することが求められる。

古い扇風機による事故



40年以上の使用によってコンデンサーの絶縁性能が低下し内部がショートして出火。

表示サンプル



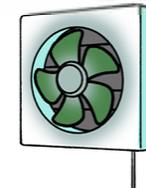
【製造年】 20XX 年
【設計上の標準使用期間】 △△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

対象製品【6品目】 経年劣化の事故が多い製品

平成21年4月以降に販売した製品が対象



扇風機



換気扇



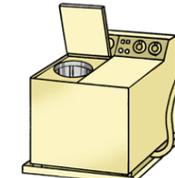
エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

4. 自主的取り組みの促進

4 - 1 製品の安全を確保する自主的取組の促進

- 近年、市場のグローバル化がますます進展し、あらゆる製品が国境を越えて世界中に流通。日本にも中国製をはじめ海外製品の輸入が増加。
- また、製品の流通・販売形態も多様化し、インターネットで世界中から商品を購入できる時代。
- 経済環境が刻々と変化する中で、**守るべき最低限のルールを定めた法律の規制だけでは、製品の安全レベルを高めることは困難。**

- 製造・輸入事業者に加えて、**流通、卸、販売、設置といったサプライチェーンを構成する事業者全体で製品安全に取り組むことが不可欠であり、事業者の自主的取組が求められている。**

製品安全4法制定時(昭和30～40年代)



国内製造事業者が法に基づく義務を履行

現在



サプライチェーンを構成する事業者全体で製品の安全を確保

4 - 2 製造・輸入事業者の自主的取り組みの促進

- 事業者が行う製品安全の自主的な取り組みをサポートするため、消費生活用製品を取り扱う製造・輸入事業者、流通事業者向けに、製品安全に関する様々なハンドブック等を作成し周知。

リコールハンドブック

- リコールに対して事業者が日頃から取り組んでおくべき対策や、製品事故等が確認された際の迅速、的確な対応など、基本的な考え方や手順を解説。(平成19年発行、平成22年改訂)

リスクアセスメント・ハンドブック

- 基礎知識編では、安全な製品を供給するため、事前に製品安全に関するリスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの手法と考え方を紹介。(平成22年発行)
- 実務編では、リスクアセスメントの本格的な導入のステップや具体的手法について、事例を紹介しながら解説。(平成23年発行)

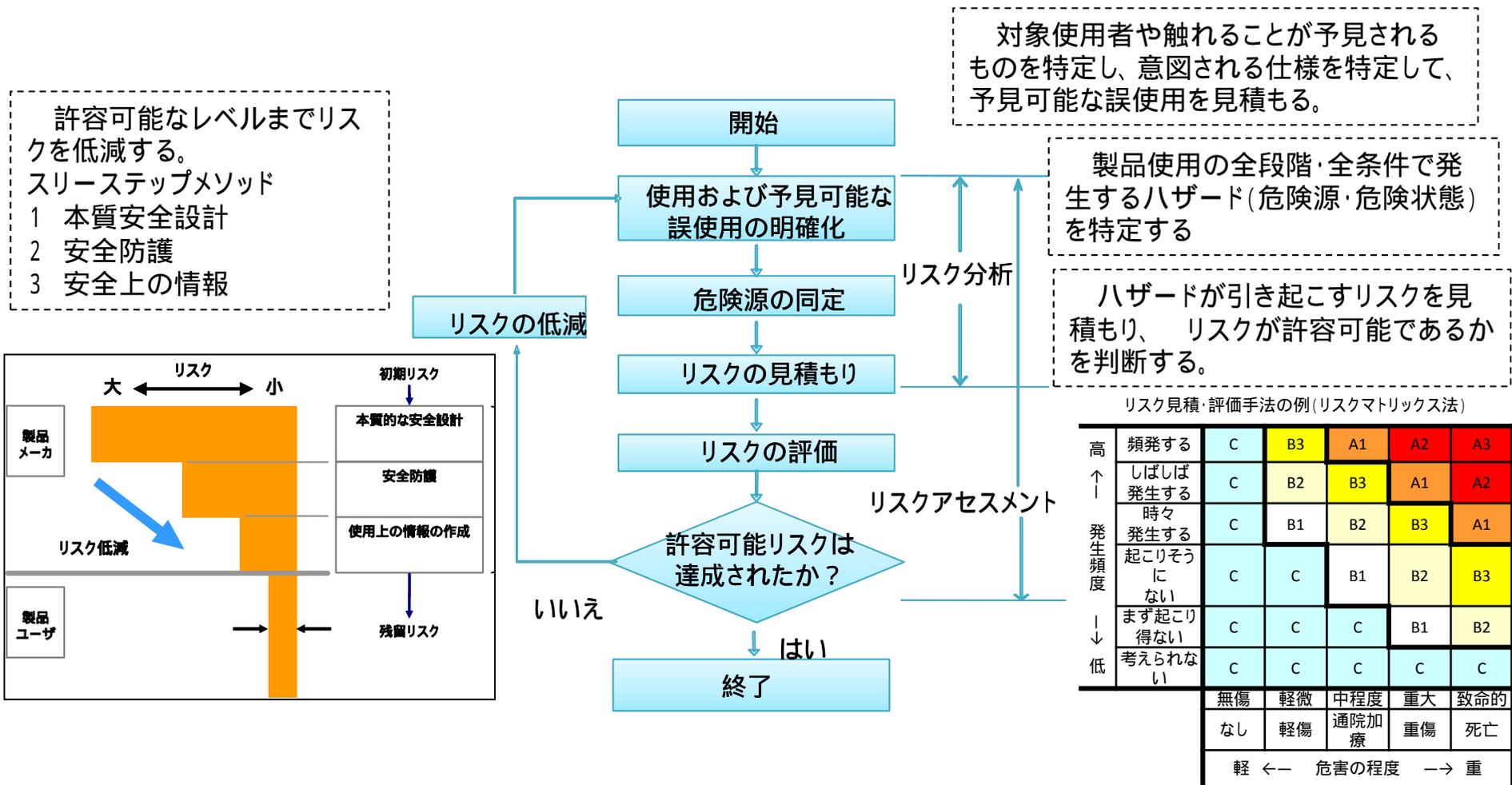
製品安全に関する事業者ハンドブック

- すべての事業者を対象に、製品安全に関する自主的な取組を促進するため、取り組むべき推奨事項とその解説。好取組事例や法令、国際規格などの最新情報も紹介。(平成24年発行)



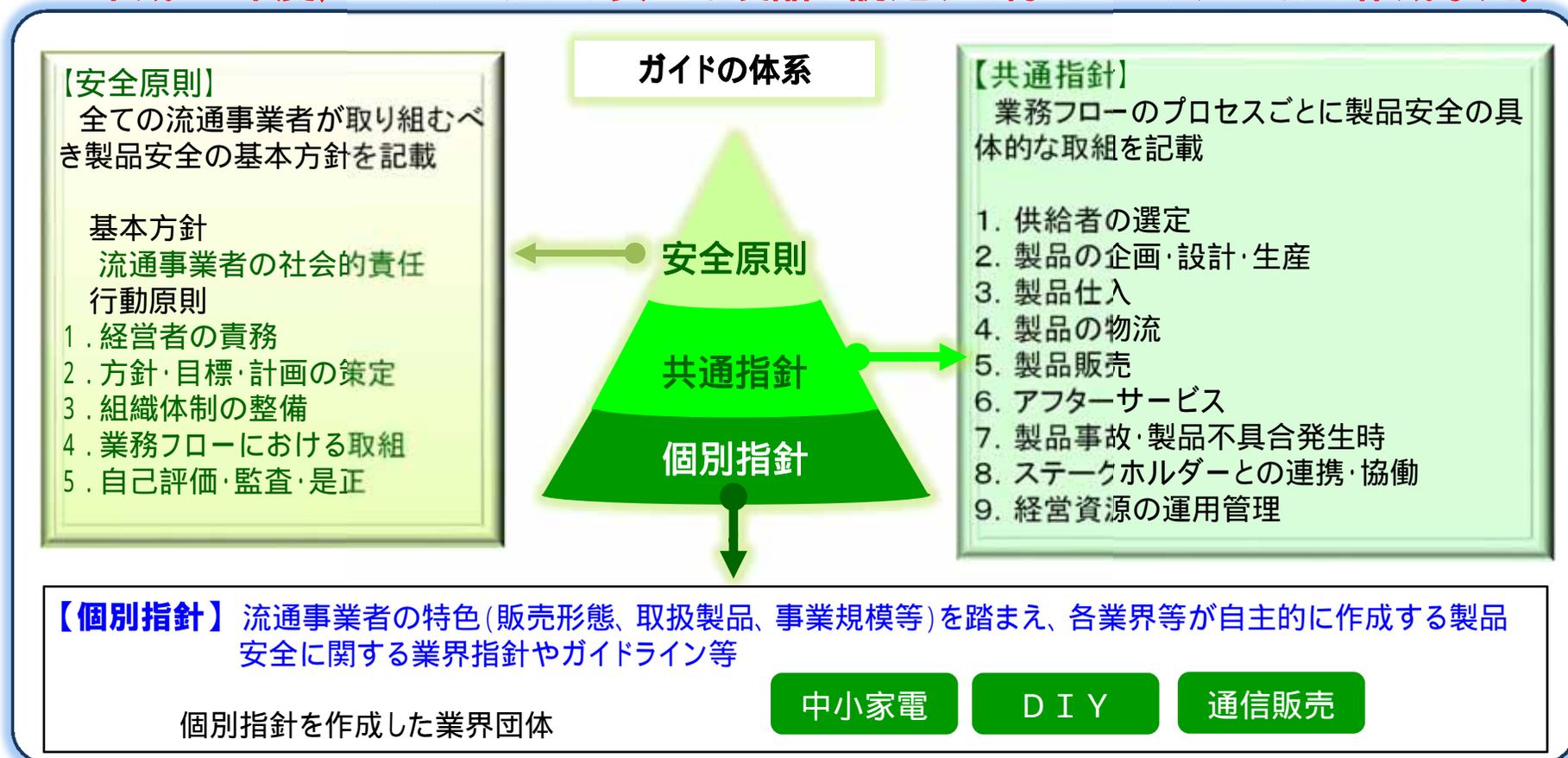
(参考) リスクアセスメントの概要

○ リスクアセスメントとは、製品を企画・設計する段階で、製品の使用状況を想定して発生が予想される危険源や危険な状態を特定・評価し、その対策を事前に設計に盛り込むことで、製品の安全性を高めるもの。



4 - 3 流通事業者向けガイドの策定・公表

- リコール協力を含む流通事業者の自主的取組を促すため、製品安全における原則と指針を示したガイドを策定し公表(平成25年7月)。
- 流通事業者向けセミナーを開催する等、ガイドの周知を図るとともに、各業界団体が作成する個別指針(業界指針、ガイドライン等)の作成を支援。
- 平成26年度、バイヤーがより安全な製品を調達する際のチェックリストを作成予定。



4 - 4 製品安全対策優良企業表彰制度



- 経済産業省では、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を毎年表彰。
- 表彰を通じて、企業の製品安全に対する意識の向上を図り、持続的に製品安全が確保される安全・安心な社会の構築を目指す。

経済産業大臣賞

■ 大企業 製造・輸入事業者部門 ■ 中小企業 製造・輸入事業者部門 ■ 中小企業 小売販売事業者部門

<p>YKK AP株式会社</p> <p>所在地：東京都千代田区 事業内容：住宅建材、ビル建材、その他アルミ建材等の設計、製造、施工および販売</p>	<p>アキュフェーズ株式会社</p> <p>所在地：神奈川県横浜市 事業内容：家庭民生用音響機器、業務用音響機器の開発・製造・販売</p>	<p>株式会社ダイワ</p> <p>所在地：大阪府堺市 事業内容：各地域のJA(農協)を通じた連携販売</p>
--	--	--

商務流通保安審議官賞

■ 大企業 製造・輸入事業者部門 ■ 中小企業 製造・輸入事業者部門 ■ 中小企業 小売販売事業者部門

<p>株式会社ニトリホールディングス</p> <p>所在地：東京都北区(本部) 事業内容：家具・インテリア用品の企画、開発、製造(海外及び国内)、販売チェーン、トータルコーディネート販売</p>	<p>気高電機株式会社</p> <p>所在地：鳥取県鳥取市 事業内容：家庭用電気製品の設計、製造</p>	<p>株式会社カイノ電器</p> <p>所在地：山形県建川江市 事業内容：家庭用電化製品、住宅設備の販売、設置、サービス全般</p>
--	---	---

優良賞

■ 大企業 製造・輸入事業者部門 ■ 中小企業 製造・輸入事業者部門 ■ 大企業 小売販売事業者部門 ■ 中小企業 製造・輸入事業者部門

<p>株式会社バンダイナムコゲームス</p> <p>所在地：東京都品川区 事業内容：家庭用ゲームソフト、携帯用ゲーム機などの開発、製造、販売</p>	<p>ヤマト・インターナショナル株式会社</p> <p>所在地：大阪府大阪市 事業内容：メンスカジュアルウェアを中心としたアパレル製品の企画・製造・販売</p>	<p>株式会社LIXIL</p> <p>所在地：東京都千代田区 事業内容：設計・設備物の製造・販売およびその関連サービス</p>	
<p>ジュビターショップチャンネル株式会社</p> <p>所在地：東京都中央区 事業内容：CATV放送、衛星放送、インターネット、カタログ等の媒体を通じた連携販売</p>	<p>株式会社ペルーナ</p> <p>所在地：埼玉県上尾市 事業内容：カタログ、インターネット等の媒体を通じた連携販売</p>	<p>株式会社エンジンア</p> <p>所在地：大阪府大阪市 事業内容：作業用工具の開発、製造</p>	

特別賞

▶ 製品の安全確保あるいはその支援に積極的に取り組んでいる団体または企業を「特別賞」として表彰しています。

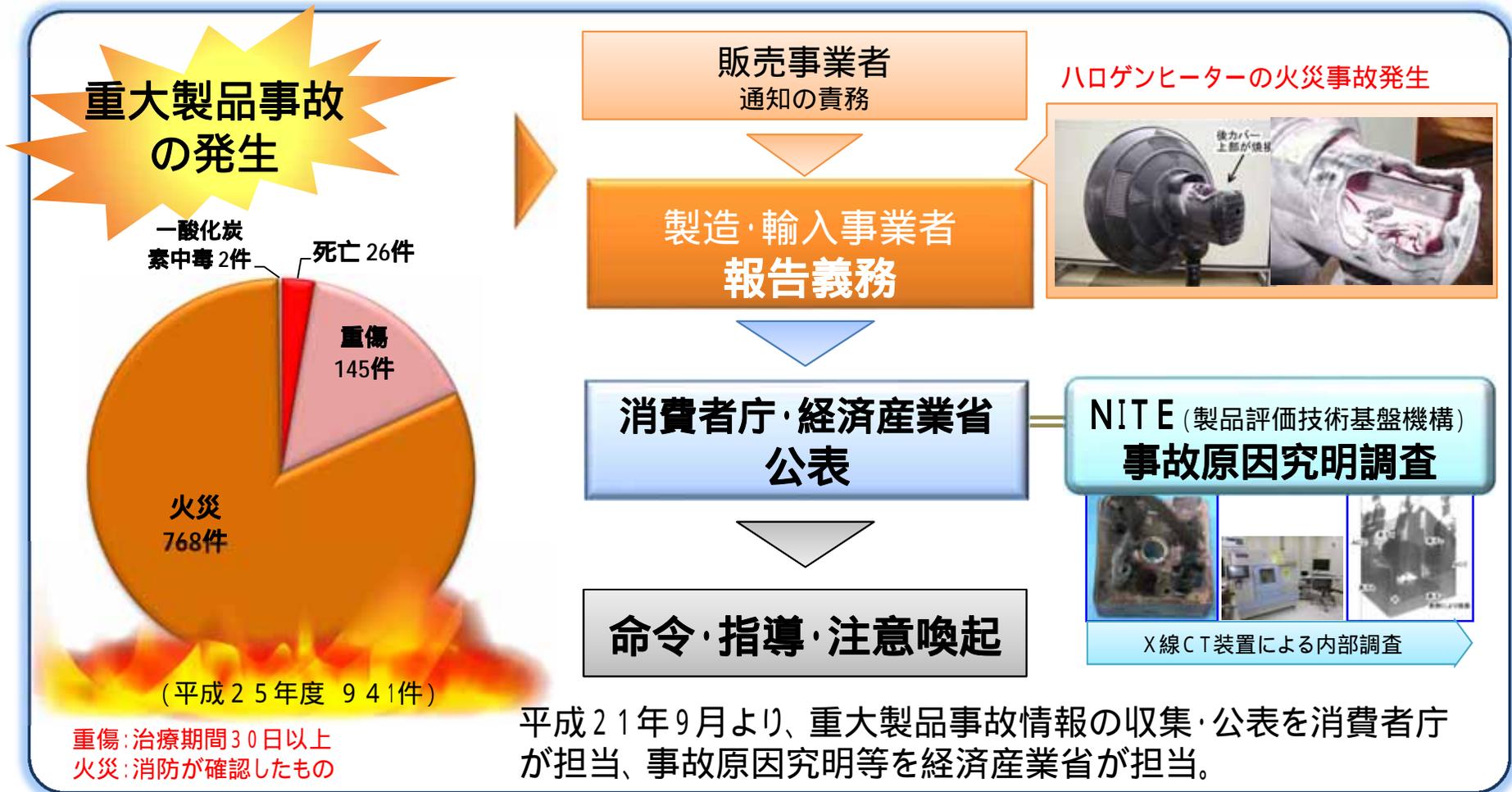
<p>カイハラ産業株式会社</p> <p>所在地：広島県福山市 事業内容：アパレル製品の生産者(縫製、染色、縫製、縫製加工)</p>	<p>地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター</p> <p>所在地：東京都江東区 事業内容：中小企業技術支援のための技術相談、研究開発、技術指導等</p>	<p>ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社</p> <p>所在地：東京都江東区 事業内容：リコールなど製品回収に関するプランニング、開発、提案、運用管理、業務等の推進、保守部品配送</p>	<p>株式会社UL Japan</p> <p>所在地：三重県伊勢市 事業内容：製品試験、各種の試験並びに製品取得支援、アドバイザーサービスセミナーの提供</p>
---	--	---	---

事故被害の拡大防止

5. 製品事故情報の収集

5 - 1 重大製品事故情報の国への報告義務

○製造・輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内に消費者庁に報告**することを義務付け。また、**販売事業者等が、重大製品事故の発生を知ったときは、製造・輸入事業者に通知する責務がある。**



食品、医薬品、化粧品、船舶、自動車等を除く

5 - 2 重大製品事故の受付件数（平成25年度）

○ 平成25年度における重大製品事故の受付件数は、合計941件。火災事故が768件と全体の8割を占め、死亡事故は26件。

平成25年度 重大製品事故の受付件数

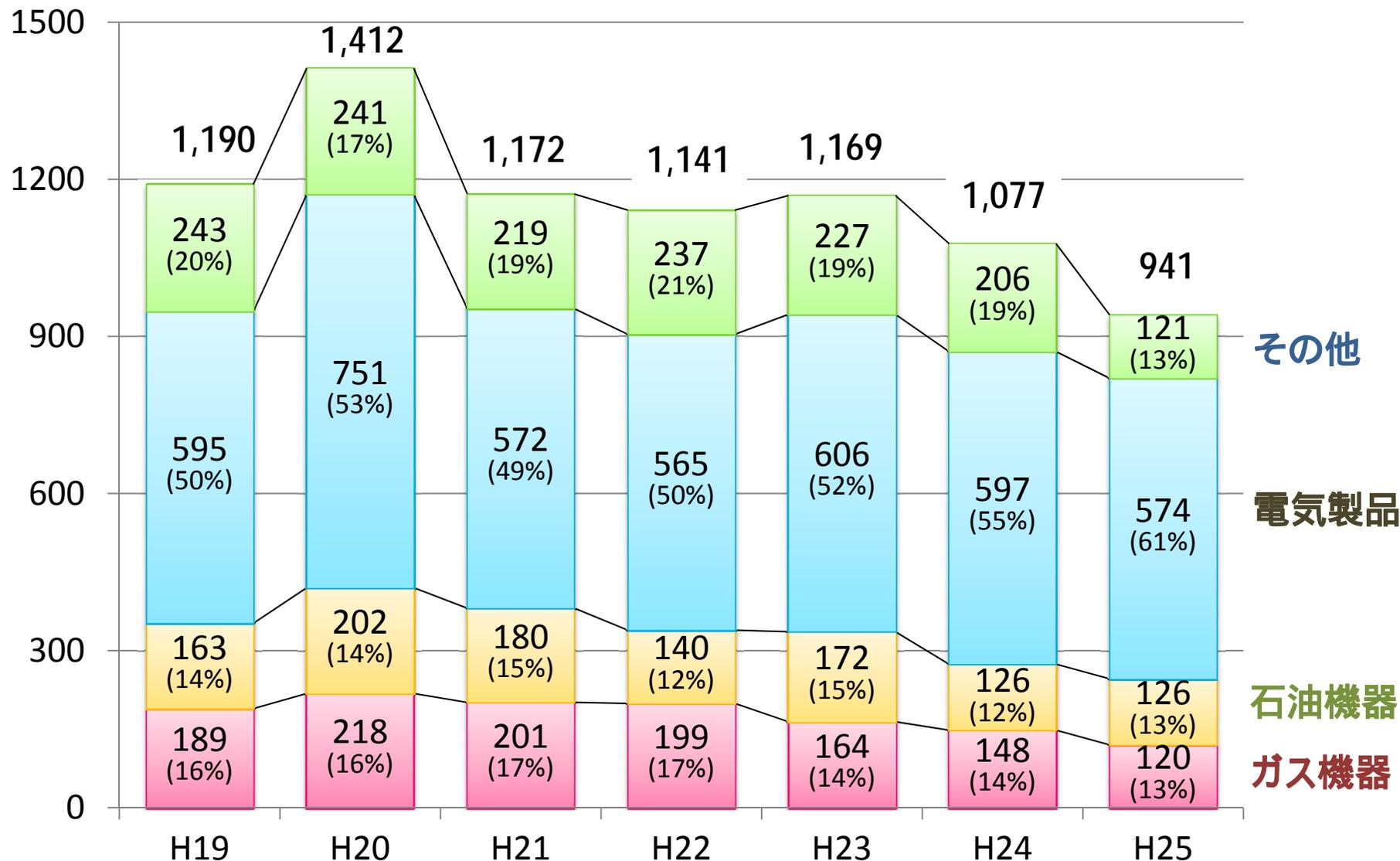
	死亡	(うち火災による死亡)	重傷	(うち火災による重傷)	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	5	(4)	7	(4)	106	2	0	120
石油機器	7	(7)	4	(4)	115	0	0	126
電気製品	9	(9)	25	(3)	540	0	0	574
その他	5	(0)	109	(0)	7	0	0	121
合計	26	(20)	145	(11)	768	2	0	941

注：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、

- ・「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」(20件)、「火災」かつ「重傷」(11件)の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では799件。
- ・「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。
- ・「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している。

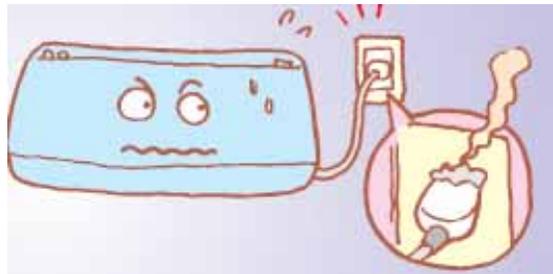
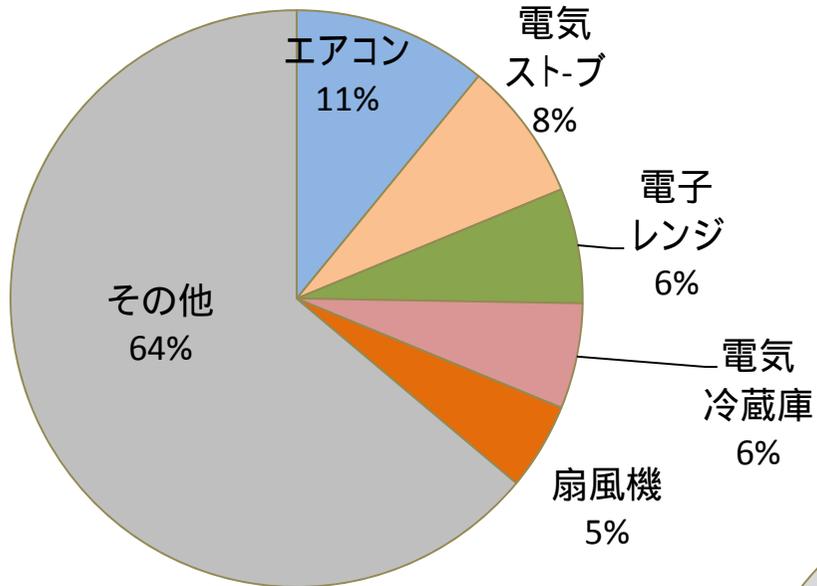
5 - 3 重大製品事故の受付件数の推移

受付件数(件)



5 - 4 重大製品事故の製品別の受付件数（平成25年度）

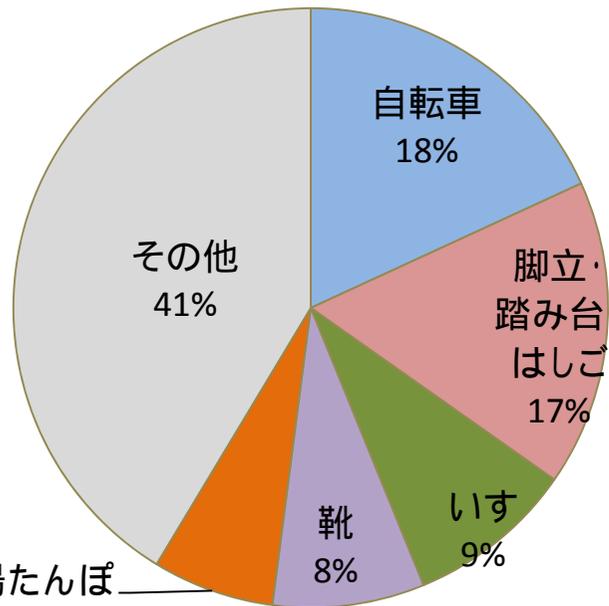
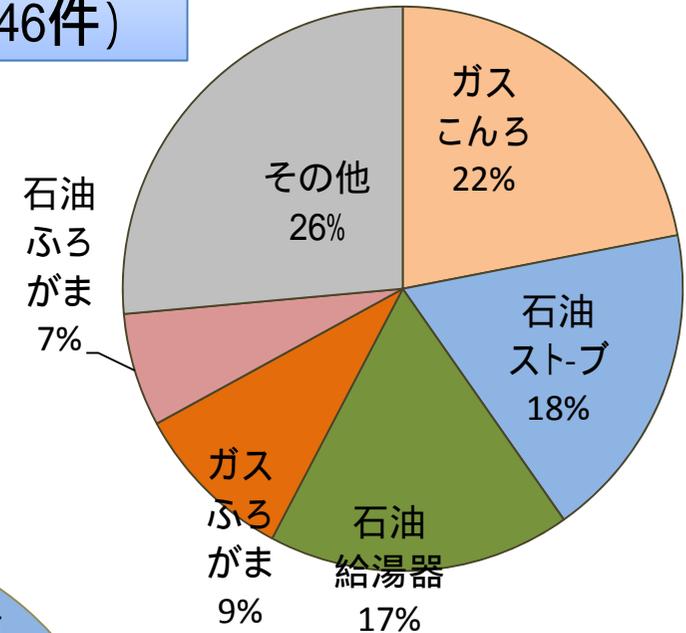
電気製品
(574件)



その他製品
(121件)

湯たんぽ
7%

燃焼器具
(246件)



5 - 5 重大製品事故の製品別の受付件数の推移

電気製品

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	エアコン	61	エアコン	82	エアコン	61	エアコン	61	エアコン	63
2	電気ストーブ	49	電気ストーブ	43	電気ストーブ	52	電気ストーブ	45	電気ストーブ	45
3	電気冷蔵庫	31	電子レンジ	35	照明器具	43	電気冷蔵庫	30	電子レンジ	37
4	テレビ (ブラウン管型)	29	電気冷蔵庫	31	電気冷蔵庫	33	電子レンジ	28	電気冷蔵庫	34
5	照明器具	27	照明器具	23	電子レンジ	25	電気洗濯機	23	扇風機	28
5										

燃焼器具

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	ガスこんろ	87	ガスこんろ	98	ガスこんろ	70	石油ストーブ	57	ガスこんろ	54
2	石油ストーブ	56	石油給湯機	48	石油ストーブ	69	ガスこんろ	52	石油ストーブ	45
3	石油給湯機	52	石油ストーブ	48	石油給湯機	45	石油給湯機	36	石油給湯器	43
4	石油ファンヒーター	33	ガス湯沸器	31	石油ふるがま	26	ガスふるがま	30	ガスふるがま	23
5	石油ふるがま	29	ガスふるがま	23	石油ファンヒーター	25	石油ファンヒーター	19	石油ふるがま	16
5										

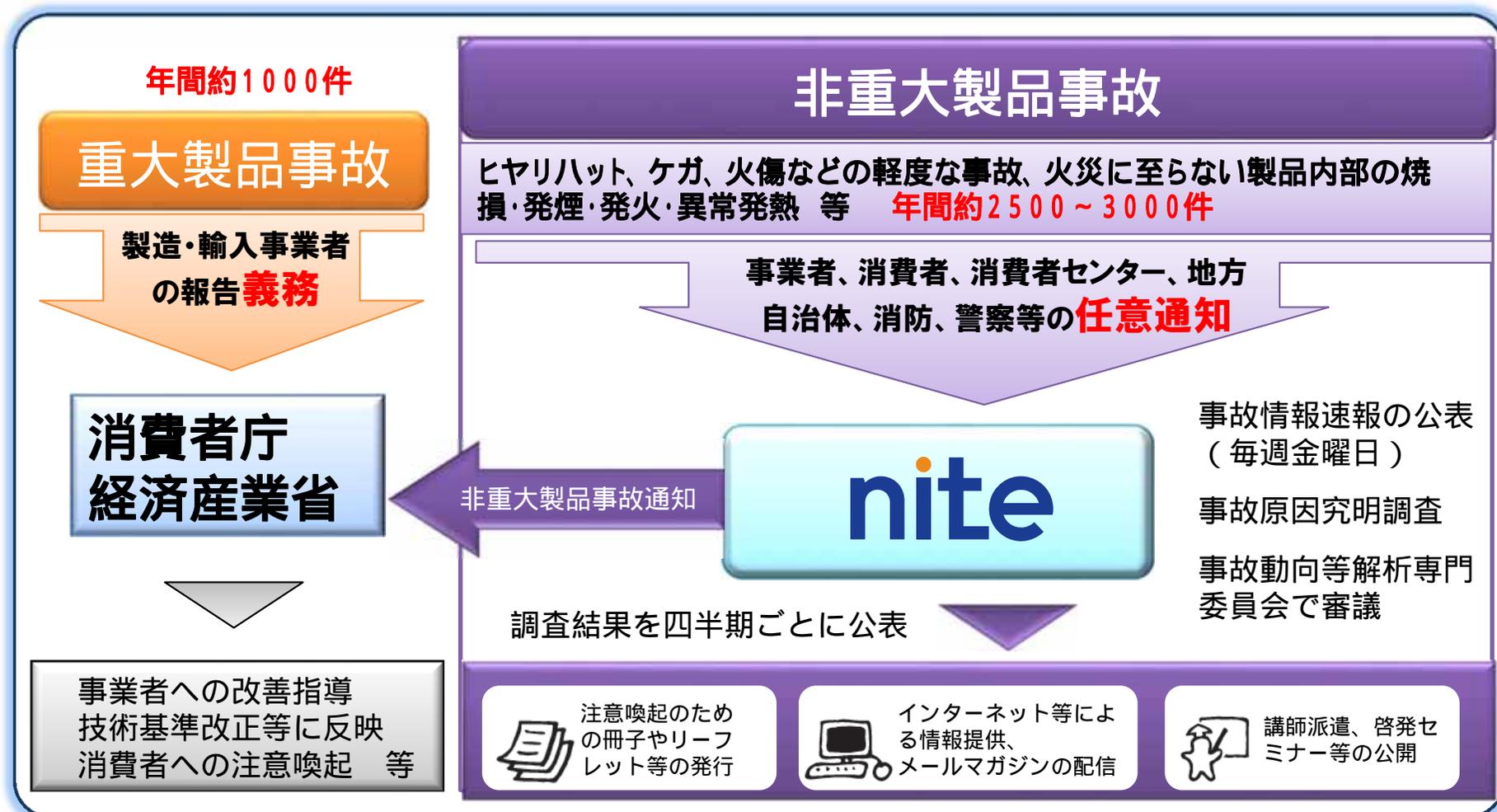
その他製品

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	自転車	36	自転車	32	自転車	32	自転車	24	自転車	22
2	電動車いす	18	脚立等	19	脚立等	22	脚立等	22	脚立等	20
3	いす	16	いす	16	靴	13	靴	18	いす	11
4	脚立等	14	靴	14	いす	13	いす	17	靴	10
5	電動アシスト自転車	9	自転車用幼児座席	13	介護ベッド用手すり	11	電動車いす	14	湯たんぼ	8
5	ライター	9					湯たんぼ	14		

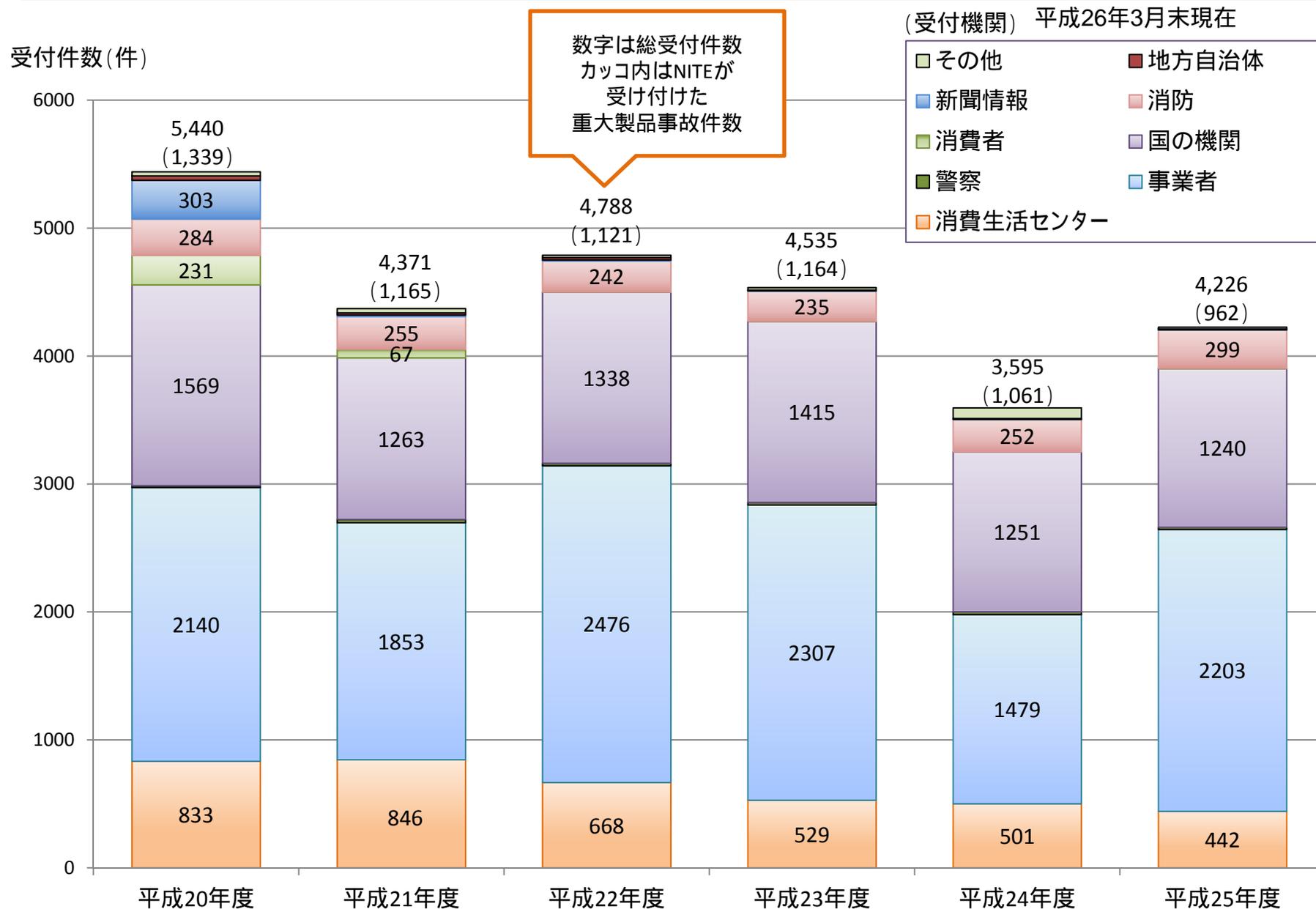


5-6 非重大製品事故情報のNITEへの通知

- 事業者等が、ヒヤリハットやケガ、火傷などの軽微な事故等の情報を知ったときは、NITE（製品評価技術基盤機構）への通知を求めている。
- NITEは、事故原因の究明調査を実施し、調査結果を定期的に公表。



5 - 7 非重大製品事故を含めた受付総数の推移



事故被害の拡大防止

6. リコール対応

6 - 1 消費生活用製品におけるリコールの実施

- 製造・輸入事業者は、製品事故の発生又は事故の兆候を発見した段階で、自主リコールを実施。平成25年度は、新たに116件のリコールを開始。
- 製造・輸入事業者は、「リコール開始届出」を経済産業省に提出し、新聞への社告やチラシの配布等を行ってリコール情報を消費者に周知。
- 販売事業者等は、製造・輸入事業者が行うリコールに協力する責務がある。

リコール開始件数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17	17
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74	99
計	179	165	130	127	113	91	116

* 重大製品事故契機のリコールについては、経済産業省からもプレス公表を実施

リコール社告の新聞掲載事例

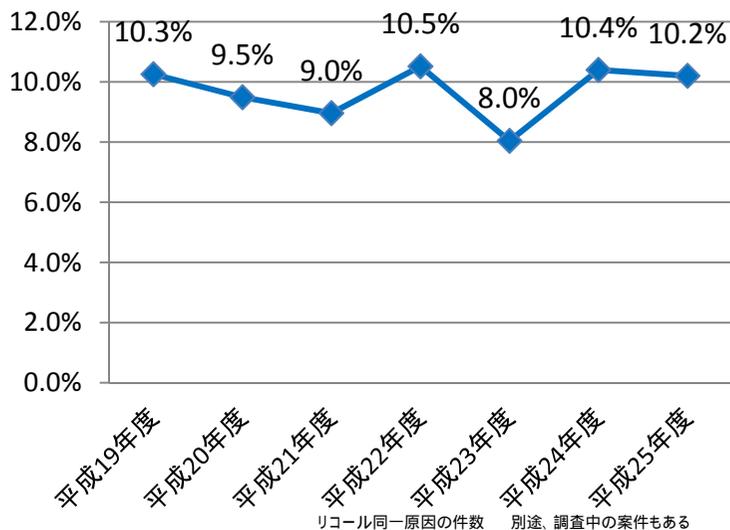


リコールチラシの事例

6 - 2 リコール未対策品による重大製品事故の発生

- リコール実施中に、未回収・未修理等の「**リコール未対策品**」による**重大製品事故(火災等)**が年間100件以上発生し、**死亡事故も報告**。
- リコール未対策品の事故は、**重大製品事故の約1割**に上り、石油給湯器、電気こんろ、電子レンジの未対策品に事故が多発。

重大製品事故報告に占めるリコール未対策品の割合



リコール中の加湿器による重大製品事故

平成25年2月、長崎県のグループホームで、リコール中の加湿器を火元とする火災が発生して5名が死亡。平成25年3月に、経済産業省はTDK(株)に対して、法に基づく危害防止命令を発動。



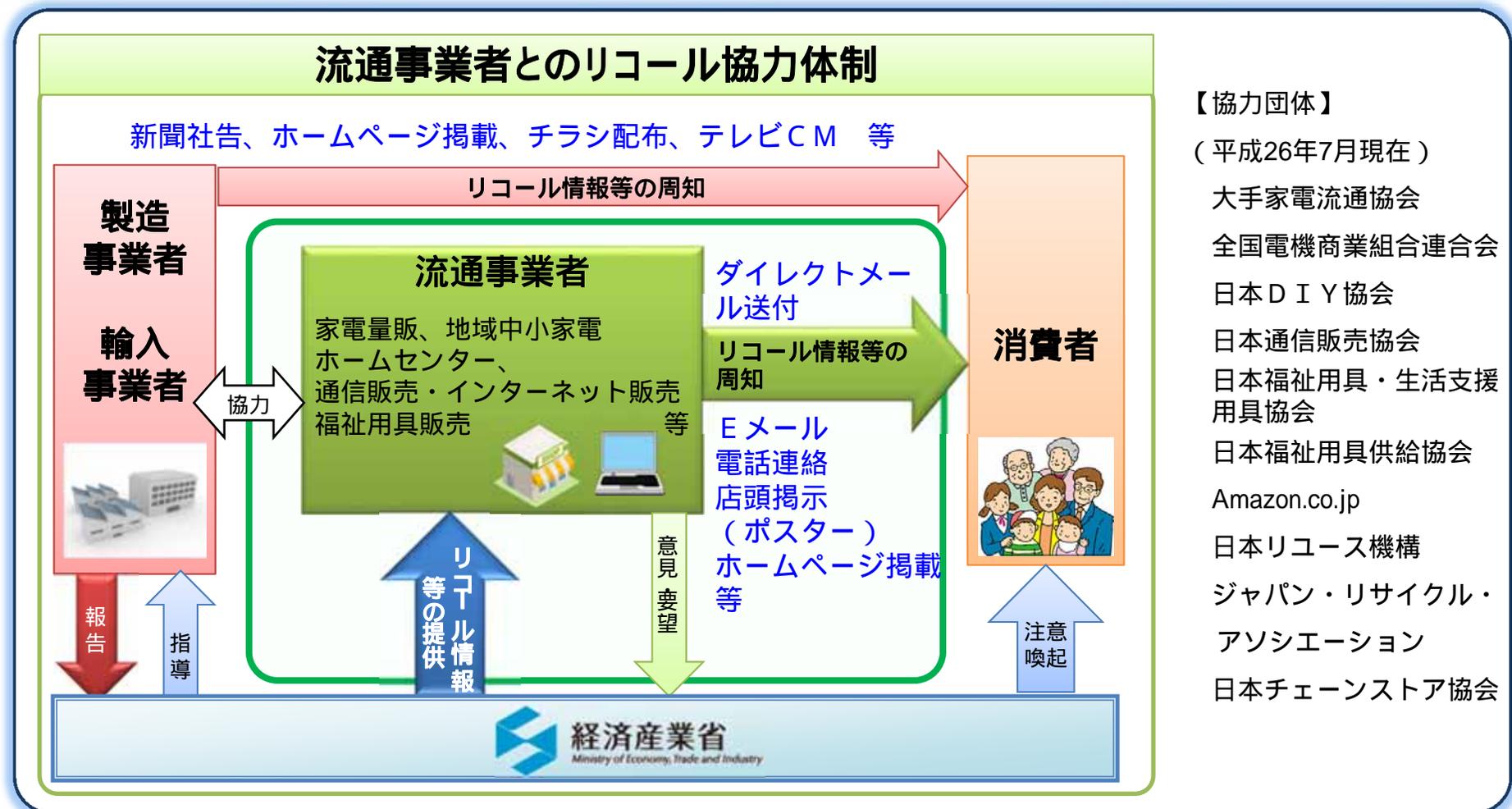
重大製品事故が再発しているリコール未対策品

会社名	製品名	重大製品事故件数
(株)ノーリツ	石油給湯器	【80件】
パナソニック(株)	電気こんろ	【44件】
TOTO(株)	石油給湯器	【32件】
(株)長府製作所	石油ふろがま	【30件】
(株)千石	電子レンジ	【26件】
富士工業(株)	電気こんろ	【22件】
日立アプライアンス(株)	電気こんろ	【21件】
小泉成器(株)	電子レンジ	【20件】
アップルジャパン合同会社	携帯型音楽プレーヤー	【20件】
長州産業(株)	石油給湯器	【18件】

* []の数字は、平成19年以降に発生した重大製品事故件数

6 - 3 流通事業者のリコール協力の取組

製造・輸入事業者から報告されたリコール情報を、経済産業省から流通事業者団体等に提供し、販売事業者経由で消費者に届けるスキームを構築し運用。



7. 消費者への普及啓発

7 - 1 消費者への普及啓発・注意喚起(1) イベント等の開催

- 製品の安全が持続的に確保される安全・安心な社会の構築を目指して、消費者に対する積極的な情報提供・注意喚起を実施。
- 製品安全への理解を深めるため、全国で周知イベント等を開催。



「製品安全総点検週間」周知ポスター
平成26年11月に掲示

各種メディアでの情報提供

- ・重大事故報告・公表制度のプレスリリース
- ・リコール情報のホームページ掲載
- ・マスメディアを通じた広報活動

周知イベントの開催

消費者向け製品安全セミナー

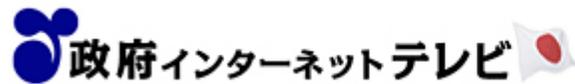
- ✓ 消費者等に製品の安全について周知するため、全国で製品安全セミナーを開催。現在までの参加者は、延べ20,000人以上。
- ✓ 平成26年度は全国12カ所でセミナーを実施。

○製品安全総点検週間

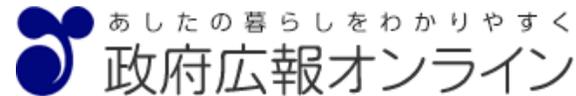
- ✓ 毎年11月に「製品安全総点検週間」を設け、経済産業省、NITE等において全国的に広報活動を展開。
- ✓ 平成26年度は、11月17日(月)～21日(金)を総点検週間とし、20日に総点検セミナー等を開催。
- ✓ 周知ポスターを作成し、東京メトロ、私鉄、羽田空港等に掲示。

7 - 2 消費者への普及啓発・注意喚起(2) 政府広報の活用

政府広報ツールを活用し、インターネットテレビ、ラジオ等の様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品事故等の注意喚起を実施。



<http://nettv.gov-online.go.jp/>



<http://www.gov-online.go.jp/>



チャンネル:20ch 日付:2014/05/15
室内を清潔で快適に保つため、空気清浄機や加湿器、除湿機の使用が増えていますが、それに伴ってこれらの製品の誤使用や不注意による事故も毎年発生しています。今回は実際に製品を使用しているご家庭にうかがって、使用状況を調査し、専門家の解説を交えながら事故を防ぐための毎日のちょっとした心がけなどについてご紹介します。

日付:2014/09/26

近年、高齢化が進む中で、高齢者の製品事故が増えています。たとえば、「介護ベッド」や「ハンドル形電動車いす」など、高齢者の生活に関わる様々な製品の利用が広がっていますが、一方で、そうした製品にかかわる事故も増えています。高齢者の製品事故を未然に防ぎ、便利な道具を安心して安全に使っていただくために、高齢者に多い製品事故の事例と安全に使うための注意点を説明します。



チャンネル:23ch 日付:2014/10/23

子どもは、大人が思いもしないようなことをするものです。時として、わたしたちの身の回りには様々な製品が、指を挟んだり、やけどをしたりと、子どもの事故につながる可能性があります。そこで今回は、家庭の中や外において、製品による子どもの事故を防ぐポイントを専門家の解説とともに紹介します。

7 - 3 消費者への普及啓発・注意喚起(3) 消費者教育

- 社会状況を理解でき、好奇心旺盛な小学校高学年の時期に製品安全の知識を養う教育の充実を図るため、副読本及び学習プランを作成。
- 葛飾区新宿(にいじゅく)小学校をモデル校として、副読本及び学習プランの有効性を実証。

タイトル	安全な生活を求めて(製品安全教育)
位置づけ	「特設する安全学習」(東京都教育委員会 安全教育プログラムより)
目的・育てたい資質能力	我々の生活は、多くの製品によって豊かで便利なものとなっている。しかし、100%安全な製品は存在していない。製造事業者、販売事業者、使用者がそれぞれの役目をきちんと果たすことにより製品の安全性は確保され、豊かな生活を営むことができる。そのことに気づき、体験とともに学び、まとめ、共有することで、家庭生活において製品安全に貢献できる児童の育成を目指す。
実施時期	2014年12月13日～2015年1月23日(体験学習を含め全5回)
対象者	葛飾区立新宿小学校 5～6年生(約75名)
体制	講師:葛飾区立新宿小学校教員 事務局:東京大学工学部水流特任教授、株式会社三菱総合研究所 TA(ティーチングアシスタント):東京大学水流研究室 大学生・大学院生(4～5名)

<学習プラン内容>

1. 座学講座

NITE作成の事故事例紹介ビデオ等により、家庭内にある製品事故事例を紹介し、事故の原因などを考察。

製造事業者(作る)、流通販売事業者(売る)、使用者(使う)の三者の製品安全の役割、製品安全の基礎的な知識について、副読本やインターネット等を活用しグループワーク形式で学習。



座学講義



グループワーク

7 - 3 消費者への普及啓発・注意喚起(3) 消費者教育

2. 企業訪問体験学習

事故の再現実験や、店頭の商品、ショールーム等を見学・体験し、各企業それぞれの立場での製品安全に関する取組について学習。

訪問企業

「作る」・・・バンダイ

ボタン電池の誤使用、誤飲に関する実験の体験

「売る」・・・イトーヨーカドー

店頭で並んでいる製品の安全マーク、製品の選び方・使い方に関する表示の見学

「使う」・・・LIXIL

過去に起きた製品の不具合事例を中心としたショールームの見学



ボタン電池の誤飲事故の再現実験



店頭製品の見学



ショールームの見学

3. 学習のまとめ

座学、体験学習等で得られた情報を整理し、発表用資料を作成。

「作る」、「売る」、「使う」それぞれのチームが発表することで、各テーマで学んだことを他のチームに共有。



発表資料(ポスター)作成風景



紙芝居での発表

7 - 4 消費者への普及啓発・注意喚起(4) 情報提供サイト

政府のウェブサイトにおいて、リコールや製品事故等の情報を提供。

経済産業省『製品安全ガイド』

→製品安全に関わる政策動向、報道発表資料、リコールや製品事故の情報などを掲載。

http://www.meti.go.jp/product_safety/



製品評価技術基盤機構(NITE)『製品安全・事故情報』

→最新の社告・リコール情報、製品事故防止についての注意喚起ポスター・映像等の情報を掲載。製品事故の検索機能も充実。

<http://www.jiko.nite.go.jp/>

消費者庁『リコール情報サイト』

→食品、車、薬、化粧品などを含む消費者向け製品全般のリコール情報(リコール内容や回収・無償修理等の情報)を掲載。

<http://www.recall.go.jp/>



ご清聴ありがとうございました

ご意見・ご質問、製品安全に関する情報については
商務流通保安グループ製品安全課 までご連絡ください。

電話：03(3501)4707

Fax：03(3501)6201

URL：経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp>

経済産業省製品安全ガイド

http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全施策については、
「製品安全ガイド」で検索

製品安全ガイド

検索

